

魅力と活力ある県立高校づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 島根県教育委員会教育長(以下「教育長」)の諮問に応じ、平成21年度以降の県立高校のあり方について検討審議するため、魅力と活力ある県立高校づくり検討委員会(以下「委員会」という)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。
2 委員は、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成20年3月までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長等)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。
2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。
2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 諮問事項について調査研究するために、委員会に専門部会を設置する。
2 専門部会の委員は、教育長が委嘱する。
3 前3条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会に関する事務は、島根県教育庁高校教育課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。